

高知県おもてなし県民会議設置要綱

(目的)

第1条 高知県を訪れる観光客の皆様が、気持ちよく高知県の魅力に触れ、楽しんでいただけるよう、高知県の観光に関するおもてなしの取り組みを進めるため、高知県おもてなし県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 県民会議の委員は、別表に掲げるとおりとし、委員の中から会長と副会長を選任する。

2 会長、副会長の任期は、2年間とする。

(職務)

第3条 会長は、県民会議の事務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 県民会議は、会長の招集に応じて会議を開催する。ただし、第1回の県民会議の招集は、高知県観光振興部長が行う。

2 県民会議の活動を補佐するため、県民会議の下に専門部会を設置することができる。

3 専門部会には、部会長1名を置く。

(業務の内容)

第5条 県民会議は、第1条に規定する目的に沿って、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高知県おもてなしアクションプランの策定及び推進に関すること。
- (2) 観光に関するおもてなしの心の醸成に関すること。
- (3) 高知県の観光の評価に関すること。
- (4) 接客マナーの向上に関すること。
- (5) 景観や美観の保持に関すること。
- (6) 観光ガイドの育成に関すること。
- (7) 観光案内板及び誘導標識の整備に関すること。
- (8) 観光情報の発信に関すること。
- (9) トイレの美化に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、高知県の観光に関するおもてなしに関すること。

(関係者の意見等)

第6条 会長は、必要があるときは、委員以外の関係者の意見を聴き、又は委員以外の関係者に関係資料の提出、その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 県民会議の事務局は、高知県観光振興部おもてなし課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営について必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成19年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。